# ブスベスト有無の 「事前調査結果の報告」は

# 施工業者の美元のです!

「事前調査」

戸建てや公共施設・民間企業のビル等の 建築物の解体・改修 を行う際、 該当する工事を実施する前に 石綿含有有無の調査 を実施し、その結果を 労働基準監督署等に報告することが 2022年より義務づけられました。

※「事前調査」は、建築物石綿含有建材調査者取得者または 日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。



## 調査完了までの かんたん 3 STEP

1

### 打ち合わせ

見積の提示や実施時期、 期間についてご相談。 まずは「アスベスト 事前調査について」と お電話ください! 2

#### 「書類調査」

建築時の工事設計図等を 基に使用建材について、 それぞれアスベスト含有 の有無を確認。 3

### 「現地調查」

現地にて「書類調査」と 差異があるかどうかを 確認し、含有・不含有が 不明な建材は採取・分析 を実施。

2つの調査から報告書を作成します。

"建築物石綿含有建材調査者取得者"が多数在席。 気になった方は、お気軽にお電話ください。

## 環境部 TEL 089-987-8206



公益財団法人愛媛県総合保健協会